

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる令和5年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

令和5年1月26日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託

(2) 目的

世田谷区は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第6条1項、廃掃法施行規則第1条の3、世田谷区清掃・リサイクル条例（以下「条例」という。）第35条第1項、及び条例施行規則第25条第1項に基づき、中・長期的視点から一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、広く区民に対して公表する必要がある。

基本計画は、一般廃棄物の総括的な処理責任を負う世田谷区が、区内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、持続可能な社会の実現に向け、対象とする範囲は区内で発生する全ての一般廃棄物のみならず、資源・生活排水にも及び、これらに対する今後の自治体の施策の方向性を明らかにするものである。

本委託事業は、平成24年4月に策定した基本計画（令和2年4月中間見直し）が令和6年度で計画期間が終了することから、現在の地球環境をめぐる国際的課題や環境・廃棄物行政を取り巻く国内における動向等を踏まえ、新たに令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とする基本計画を区が策定するための支援業務を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

基本計画策定に向けた基礎調査・推計・施策の提案等

基本計画素案の作成

世田谷区清掃・リサイクル審議会の運営支援

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、なお、当該資格を有しない場合は、「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」及び「消費税及地方消費税」に滞納がないことを確認するため、下記の書類を提出すること。

A. 履歴事項全部証明書

B. 税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」）

C. 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

D．財務諸表（過去3年間）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税等に滞納がないこと。
- (5) 過去10年間で、東京都内又は政令指定都市において基本計画策定支援に関する契約の実績を有すること。
- (6) 本社又は、支社、事業所を東京都内に有すること。
- (7) 破産法、もしくは民事再生法の適用を受けていない、又は受けようとしていない法人であること。
- (8) 応募事業者（関連団体も含む。）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。

3 履行期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

本契約に係る予算配当があることを条件とする。

本契約の履行が良好であること、令和6年度の業務に係る予算の配当があることを条件に、令和6年度に行う「一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託」に関して、随意契約を締結する予定である。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5 提案書を特定するための評価内容

- (1) 提案者の信頼性に関する事項
 - 提案者の経営理念及びごみ減量・リサイクルに関する考え方
 - 基本計画の策定等に関わる実績
 - 基本計画の意義や役割、重要性の認識
- (2) 業務遂行能力に関する事項
 - 業務を実施する体制
 - 策定支援スケジュールと作業フローの妥当性
 - 情報収集、分析、考察及び事務処理に関する能力
- (3) 企画提案力に関する事項
 - 廃棄物行政を取り巻く現状や課題等の認識
 - 世田谷区の地域特性、世田谷区の清掃・リサイクル事業に関する現状や課題の認識
 - 現行の基本計画(区)に関する理解
 - 区が次期の基本計画(区)の重点施策として考えていることに対する提案内容
 - 区民に対して基本計画(区)を普及啓発することの重要性についての認識及び分かりやすい見せ方や表現内容の工夫
 - 基本計画(区)の進捗管理方法に関する具体的手法等の提案内容

参考仕様書に記載のない環境・廃棄物・リサイクルに係る内容に関する追加提案内容

(4) 価格に関する事項

提案内容については、関係法令に準拠していることを前提条件とする。

6 手続き等

(1) 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課事業計画

電話：03-6304-3297

FAX：03-6304-3341

メールアドレス：SEA02241@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 募集説明書の交付期間並びに交付場所及び方法

期間 令和5年1月26日(木)から令和5年2月8日(水)まで

場所 区ホームページ(くらし・手続き>ごみ・リサイクル>事業者向け情報(公募情報等も含む))にて公開及び上記6(1)に同じ

方法 区ホームページからダウンロードまたは上記6(1)の窓口で無償配布
窓口の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限 令和5年2月8日(水)

場所 上記6(1)に同じ

方法 持参または郵送、メール(締切日必着)

持参の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

郵送の場合、書留郵便に限り、到着については必ず上記6(1)へ電話で確認すること。

メールの場合、上記6(1)に記載のメールアドレスに提出期限の午後5時まで必着。

(4) 提案書に求める内容、提出期間、提出先及び方法

提案書に求める内容 募集説明書を参照

期間 令和5年2月20日(月)~令和5年3月6日(月)

場所 上記6(1)に同じ

方法 持参または郵送(締切日必着)

提案書(様式自由)については電子データも併せて送付すること。その際はPDFファイルの形式で電子メールにより上記6(1)に記載のメールアドレスへ送付すること。

持参の場合、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

郵送の場合、書留郵便に限り、到着については、必ず上記6(1)へ電話で確認すること。

(5) 質問受付

期間 令和5年2月9日(木)から令和5年2月16日(木)まで

場所 上記6(1)に同じ

方法 メールのみ(締切日必着)

質問票（様式４）をPDFファイルの形式で電子メールにより上記６（１）に記載のメールアドレスへ送付すること。

回答期日 令和５年２月１７日（金）

７ 審査及び選定方法

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置し、評価基準に基づいて審査を実施する。審査においては、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行い、総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

（１）一次審査

実施日 令和５年３月中旬

選定方法 「一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会で、提出書類に関して書類審査を行う。提案者が多数あった場合は、選定委員会において、評価基準に基づく総獲得点数上位３社（最大）を二次審査対象者として選定する。

（２）二次審査

実施日 令和５年３月２９日（水）

選定方法 提案者による提案内容のプレゼンテーション（２０分程度）を行い、終了後、提案及びプレゼンテーションの内容について質疑応答（２０分程度）を行う。なお、プレゼンテーションに関しては、本委託事業の契約相手方となった場合に主の担当者となる者が行うこととする。

８ その他

（１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金 免除

（３）契約書作成の要否 要

（４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

（５）関連情報（組成分析調査の資料等）を入手するための照会窓口
上記６（１）に同じ

（６）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（７）提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提案者の負担とする。

（８）提案書類は返却しない。

（９）提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書等を無効とする。

（１０）提案書類等の著作権は提案者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

（１１）本プロポーザルは事業者選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。

（１２）原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、本委託業務における主たる業務でない一部の付随的な業務についてはこの限りでない。

（１３）その他の詳細は募集説明書による。

9 担当

〒156 - 0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課事業計画 渡邊・森・野口

電話：03 - 6304 - 3297

FAX：03 - 6304 - 3341